

「生活安心プロジェクト」
緊急に講ずる具体的な施策（ポイント）

平成19年12月
内閣府

5つの分野

「食べる」

～ホンモノのある食生活

1. 食品表示の適正化

- 加工食品の表示の信頼向上(原材料供給者にもJAS法の表示を義務付け)(19年度中、JAS法告示改正)
- 「食品表示特別Gメン」の新設等不正表示の監視取締体制強化(20年度、増員)
- 監視取締体制の一層の強化のため、関係機関の情報共有(20年度)
- 消費者向け情報提供活動の強化(19年度中)

2. 食品等の安全性の確保

- モニタリング検査の充実など輸入食品に関する検疫体制の強化(20年度、増員)
- 食品のトレーサビリティの普及のための調査実施(20年度)
- 食器等の鉛の溶出量の基準値の厳格化(20年度、規格基準改正)

3. 食品企業の活動の適正化

- 各業界団体の自主的行動計画策定の促進、品質管理システムの導入促進(20年度)
- 格付等により食品安全等に関する事業者の取組を評価・奨励する枠組み作り推進等(20年度)

「働く」

～働く人を大切にする雇用

1. 安心・納得して働ける環境づくり

- 日雇派遣の労働者等の雇用安定(19年中、労働者派遣制度の見直し)
- 有期契約労働者の正社員への転換促進等(20年度、奨励金新設)
- パート労働者と正社員の均衡待遇のため、雇用管理の専門家を配置(20年度)

2. 仕事と生活の調和

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(19～20年度、憲章策定等)
- 長時間労働の抑制、特に長時間労働が目立つ事業場に対する重点的指導(20年度、助成金新設)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画の公表、中小企業の行動計画策定促進(19年末～20年度、制度見直し)

3. 就職する希望を持つ全ての人の支援

- 年長フリーター等への支援などフリーターの常用雇用化(20年度)
- 「地域若者サポートステーション」の拡充などニート等支援(20年度)
- 実践的な職業訓練の提供とその履修証明等の交付により、就職活動を支援する「ジョブ・カード制度」構築(20年度)
- 職業能力向上支援のための教育プログラム提供(20年度)
- 短時間労働について新たに障害者の雇用義務の対象とする制度の見直し(次期通常国会、障害者雇用促進法)

「作る」

～子どもやお年寄りに優しい質の高い製品と施設づくり

1. 製品・施設の安全性の確保

- 企業の自主リコール実施の際の基準など分野横断的指針の策定(20年度、指針策定)
- ヒヤリ・ハット情報も含む事故情報の関係機関での共有(20年度、事故情報データベース構築)
- 経年劣化による重大事故発生の防止(20年、消費生活用製品安全法施行準備)

2. 子供等に配慮した商品・施設づくり

- おもちゃの塗料に係る鉛の規格基準の厳格化(19年度中、規格基準改正)
- 「キッズデザイン賞」の実施等、子供が事故に巻き込まれにくい製品・施設の普及啓発(20年度)
- 都市公園の遊具の安全確保(19年度中、指針改訂)
- 小中学校施設の耐震化(19年度～)

3. 住宅の長寿命化(「200年住宅」)

- 住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組(20年度、住宅金融支援機構、税制、新法)

4. 重大な事故等オンブズマン制度の設置

- 製品・施設に関する事故等について、公開の場で、所管省庁の対応策等を、外部の有識者が調査審議する場の設置(20年度、重大な事故等オンブズマン制度の創設)

「守る」

～暮らしの安心を守るルールづくり

1. 悪徳商法の根絶に向けた制度整備

- 規制対象の限定列举方式から原則適用方式への転換、消費者団体訴訟制度の導入等(次期通常国会、特定商取引法)
- 個品割賦購入あっせん事業の参入規制等(次期通常国会、割賦販売法)
- 一定の不当表示に対する課徴金の創設、消費者団体訴訟制度の導入(次期通常国会、景品表示法)
- 取り消すことができる勧誘行為や、無効となる契約条項の拡大(20年度検討、消費者契約法見直し)
- 第三者機関がサービス事業者の認証を行う上でのガイドライン策定等(20年度)
- 「悪徳商法関係省庁連絡会議」の設置(19年度中)

2. 国民生活センターの消費者トラブル解決機能の整備・充実等

- 国民生活センターの情報収集・提供、苦情相談、商品テスト等における中核機関としての機能、裁判外紛争解決機能の整備(次期通常国会、国民生活センター法)
- 消費生活センターの支援等(20年度)

3. 医療事故死の原因究明体制の整備

- 医療機関に対する診療関連死の届出義務付け、中立的な立場から調査を行う「医療安全調査委員会(仮称)」の設置(早ければ次期通常国会、新法)

4. インターネット上の違法・有害情報対策等の強化

- 予め同意や請求・承諾等した者にのみ広告メール送信を認める方式の導入(次期通常国会、特定電子メール法、特定商取引法)
- プロバイダ等による違法・有害情報の自主的削除の促進(20年度)
- 青少年向けフィルタリングの導入促進策取りまとめ(19年度中)
- インターネット取引における適切な広告表示のあり方等のルール検討(20年度、準則改定)

5. 事業者の社会的責任の取組促進、消費者の自立支援

- 「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」を開催(20年度)
- 学校教育における消費者教育の充実(19年度中、学習指導要領改訂)

「暮らす」

～地域コミュニティ、安心生活空間の再生

1. 地域コミュニティの持つ力の再生

- 団塊の世代等の元気高齢者の能力の活用等(平成20年度)
- 地域の支援担当者等を調整する者(コミュニティソーシャルワーカー)の配置(20年度)
- 高齢者見守りネットワークの総合化(20年度)
- 住まいと街の防犯機能向上のための取組促進(平成20年)
- 伝統文化等地域の資源を活かした事業の支援(次期通常国会、新法等)

2. 安心して暮らせる生活空間づくり

- 歩行者と自転車とともに安全に通行できる環境整備(20年)
- 自転車の通行ルール等に関する教則改訂、違反者に対する指導取締強化(20年度)
- 子育てバリアフリーの視点の取り入れなどバリアフリー化推進要綱の改定等(19年度中、要綱改定等)
- 野生鳥獣被害の防止(20年度)

3. 生活の足の維持・確保

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を活用した事業を一体的に補助する制度創設(20年度)

4. 地域医療の確保・救急医療の充実

- 臨時緊急的な医師派遣など地域の医師不足への対応(20年度、5項目)
- 消防と医療機関の連携構築など、緊急搬送患者の受入れの充実化(20年度、2項目)

4つのプラン

- ・5つの分野の施策を連携させることで、以下の4つのプランを策定し、特に国民の不安の高い分野に対応した活動を展開する。
- ・施策を連携させることにより、一層効果的に政策目標を達成する。

プラン1 食品表示不安解消作戦

JAS法表示の義務付け

- 原料供給者についてもJAS法上の表示を義務付けるよう品質表示基準(告示)を改正

景品表示法改正

- 一定の不当表示に対する課徴金を新設
- 消費者団体訴訟制度を導入

情報提供活動の強化

- 賞味期限等食品の期限表示の意味の消費者による正しい理解のため、パンフレットを作成し情報提供活動を強化

不正表示

監視取締体制の強化

- 農林水産省に「食品表示特別Gメン」(広域、重大案件に対して機動的に調査を実施する専門チーム)を新設

関係省庁による情報共有等

- 不適切な食品表示に関する監視強化等のため、国及び地方において協議会等を設置
- 不適切な食品表示の事実が明らかになった場合等において、必要に応じて当該情報を共有し、処分等迅速な対応

プラン3 タテ割りに埋もれる事故撲滅作戦

国民生活センターの機能強化

- 情報収集・提供等の中核機関としての機能強化や、裁判によらない紛争解決の仕組みを整備

分野横断的リコール指針の策定

- 食品・製品、施設を通じて、改修・修理・注意喚起等を含む自主的リコールの指針を策定

省庁のタテ割り

事故情報データベースの構築

- インターネットを利用して、ヒヤリ・ハット情報を含む事故情報を誰でも書き込めるデータベースを構築

重大な事故等オンブズマン制度の設置

- 外部の有識者が、重大な事故等について横断的に調査・審議

プラン2 悪徳商法の撃退包囲網

割賦販売法改正

- 過剰与信防止義務、個品割賦購入あっせん事業の参入規制や既払金返還ルールの新設など、規制を強化

特定商取引法改正

- 規制対象を限定列举方式から原則適用方式に
- 消費者団体訴訟制度を導入

景品表示法改正

- 一定の不当表示に対する課徴金を新設
- 消費者団体訴訟制度を導入

地域の見守りネットワークの充実

- お年寄りの周りの者に悪徳商法等の情報をメールマガジンで提供する総合的ネットワークを構築

悪徳商法

消費者契約法見直し

- 取り消すことのできる不当な勧誘行為や、無効となる不当な契約条項の範囲を拡大

悪徳商法関係省庁連絡会議の設置

- 悪徳商法の関係省庁の課長クラスの会議を設置し、情報共有等を通じて悪徳商法に迅速に対処

国民生活センター法改正

- 国民生活センターを機能強化し、裁判によらない紛争解決の仕組みを整備

プラン4 子ども若者すくすくナビ



(乳幼児～)
安全に遊べる

- ・万が一口におもちゃを入れても塗料のかけらで大事に至らない

(主な施策)

- ・おもちゃ塗料の規格基準の強化
- ・施設の安全点検の強化
- ・公園遊具の安全基準の指針改定

- ・地域ぐるみで不審者から子どもを守る
- ・歩行者と自転車車が棲み分け、小さな子どもも安心して歩けるようになる
- ・地震が起きても校舎が倒壊しない

(主な施策)

- ・行政と住民、企業等の協働による自主的な防犯の取組の促進
- ・自転車道等整備と交通規制を組み合わせた安全な通行環境の整備
- ・小中学校の耐震化

- ・希望する若者が正社員として就職できる能力・機会を得る

(高校生・大学生～)
安定した職業に就ける



(主な施策)

- ・フリーター常用雇用化プランの推進
- ・地域若者サポートステーションの拡充

- ・子どもが違法・有害情報へアクセスできなくなる
- ・子どもに迷惑メールが届かなくなり、被害が防止される

(主な施策)

- ・プロバイダ等による違法・有害情報の自主的削除促進
- ・青少年向けフィルタリングの導入促進
- ・事前の同意や請求・承諾のない広告メールの禁止
- ・保護者や教職員に対する講座の実施など、国民運動の展開



(小学校低学年～)
安心して通学などができる



(小学校高学年～)
有害な情報に触れない

4つの国民運動の展開 (今後の推進方策等)

- ・「生活安心プロジェクト」(行政のあり方の総点検)に対する社会全体の気運を高めるため、幅広い主体(消費者・生活者、NPO、企業、地方公共団体など)の参加の下、一連の行事を実施。
- ・盛り込んだ施策については、徹底した進捗状況の点検を実施。

1 国民参加の気運の高揚

食の安全・安心に関する対話

- ・食の安全・安心をテーマに、消費者・事業者・学識経験者によるシンポジウムを開催。

子供の施設の安全 全国一斉総点検

- ・子供が主に利用する施設について全国一斉に総点検を実施。
- ・各施設の管理者に対し点検を呼びかけ。
- ・国民的な安全意識の高揚を図るため、幅広い周知・広報を通じて、多くの国民が自ら点検に参加。

交通事故死ゼロを目指す日

- ・「交通事故死ゼロを目指す日」を設けて、交通安全に対する国民の意識を高める。

青少年を有害情報環境から守るための国民運動

- ・「ネット安全安心全国推進会議」の開催を通じ、関係業界・団体の連携を強化。
- ・全国の小学6年生に対する啓発資料の配布。
- ・保護者等を対象としたインターネットの安全安心な利用のための講座(e-ネットキャラバン)の実施など。

「安全・安心を第一に」大きく発想を転換するための国民的気運の醸成

消費者や生活者の視点に立った行政へ

2 今後の推進方策等

各省庁

- ・20年度予算編成
- ・次期通常国会への法案の提出

盛り込まれた施策
の着実な実施

報告等

進捗状況の点検

内閣府

- ・各省庁の施策の進捗状況の取りまとめ
- ・取りまとめ結果公表

来年春: 行政のあり方の総点検